



持続的な医療の実現のため 皆さんに大切なお願いがあります！



群馬労働局 監督課

どうして医師の働き方改革が必要なのでしょう？

日本の医療はこれまで、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。

しかし、医師も生身の人間です。睡眠不足になると作業能力が低下し、実際に勤務時間が長くなるほどヒヤリ・ハットの経験割合が高くなるといったデータもあります。

「医師の働き方改革」とは、決して医療機関内だけの話ではなく、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者に提供される医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくために必要な取組です。

医師の残業時間に上限を設ける制度も、すでに2024年4月からスタートしています。

私たちにも何か協力できることがありますか？

診療時間内の受診に ご協力をお願いします！



「平日の昼に行く時間がないから」といった理由で、夜間や休日などの診療時間外に緊急性のないいわゆる「コンビニ受診」をすることで、医師など医療機関で働くスタッフの負担を増やすことになり、提供される医療の質の低下も招いてしまいます。

日頃から医療機関の診療時間を意識していただき、例えば、病状、検査、手術の説明を受けるといった場合には、夜間や休日を避け、普段から決められた診療時間内での受診にご協力をお願いします。

“いつもの先生”以外の医療スタッフの対応に、ご理解をお願いします！

○タスク・シフト／シェア

医師が担う業務のうち、他の医療スタッフでも担うことができる業務を移管（シフト）や分担（シェア）することで、医師への負担のかたよりをなくせます。例えば、患者への疾患の説明、検査、病棟における服薬指導、医師の指示等に基づく治療対応や術後管理などについて、各職種の専門性を活かすことを通じて、患者に提供する医療の質の向上にもつながります。

○複数主治医制

患者の治療を行う医師がチームを組み、1人の患者に複数の主治医が対応することで、特定の医師の長時間労働を防ぐことにつながります。患者にとっても、複数の医師が治療方針に意見を出し合えたり、緊急時などに迅速に対応できる体制になることで、提供される医療の質の向上につながります。



上手な医療のかかり方へのご協力をお願いします。

質の高い医療を効率的に提供できるように、医療機関はその機能に応じた役割分担がされています。例えば、軽症の病気やけがの場合には身近な医療機関（診療所等）にご相談いただくことが重要ですが、「大きな医療機関の方が安心だから」といった理由で、軽症の患者さんが大きな医療機関（病院等）に集中すると、そこで勤務する医師や医療機関で働くスタッフの負担を増やすことにもつながります。

まずは、健康のことを何でも相談でき、身近で頼りになる**かかりつけ医**を持つようにしましょう。

また、「緊急かどうかを判断せずに救急車を利用してしまう」といったことも、緊急性の低い診療時間外の受診につながります。救急車は重篤な急患のためにあります。救急車を呼ぶかどうか、今すぐ医療機関に行ったほうがいいか、など迷ったときには、電話で相談できる「**#8000**」や「**#7119**」を活用しましょう。



病院へ行く？救急車を呼ぶ？大人の症状で迷ったら

※群馬県の運用開始は10月1日～

☎ #7119



◀ 利用方法など詳細はここからご確認ください



休日・夜間の子どもの症状は

☎ #8000まで



医療機関・薬局をカンタン検索！

医療情報ネット（ナビイ）



上手な医療のかかり方.jp



群馬県医療勤務環境改善支援センターでは、医療機関の働きやすい職場環境づくりをお手伝いしています

厚生労働省群馬労働局の委託事業のため、**相談無料**です。群馬県社会保険労務士会館内に「群馬県医療労務管理相談コーナー」を設置し、医療労務管理アドバイザー（医療分野に特化した社会保険労務士）が医療機関の皆様の相談に電話や窓口で対応しています。また、訪問支援により、ご要望（もしくは問題点など）に応じたアドバイスも行っています（原則6回まで）。

【群馬県医療労務管理相談コーナー】 ☎371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会館内
TEL：027-253-5621（電話受付時間：9:00～11:30、13:00～16:30 原則土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

詳しくはホームページをご覧ください。

社労士会 群馬

検索